

○国土交通省告示第千五百七十四号

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する告示

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（令和元年国土交通省告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第二条 この告示の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第一号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 3 4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第二条 この告示の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に第一号技能実習に係る技能実習計画に関して行われた外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下この条において「法」という。）<u>第八条第一項の申請に係る法</u>第九条第六号及び第九号の認定の基準については、第一条及び第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 3 4 (略)</p>

(経過措置の特例)

第三条 前条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされた法第八条第一項の申請に係る法第九条第六号及び第九号の認定の基準に適合するものとして法第八条第一項の認定を受けた第一号技能実習に係る技能実習計画に係る技能実習生であつて、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者に係る第二号技能実習に係る技能実習計画及び当該技能実習生に係る第三号技能実習に係る技能実習計画に関して行われる法第八条第一項の申請に

(新設)

ついでの前条第二項及び第三項の適用については、同条第二項中「一年」とあるのは「二年」と、同条第三項中「三年」とあるのは「四年」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。